# 住宅確保要配慮者入居促進事業 事業概要

### 〇目的

高齢者・障害者・ひとり親世帯・低所得者を対象に、自分で住まいを探すことが困難で、 住居の確保に配慮が必要な方(住宅確保要配慮者)の民間賃貸住宅探しを支援する。

## 〇内容

### 1. 区内不動産団体と連携した住まいの情報提供の仕組みづくり

現在は、区の高齢者系部署や障害者福祉系部署などの各窓口で住宅確保要配慮者から住宅の希望条件や世帯の状況等を聞き取り、それぞれ区内不動産団体に情報提供を依頼し、住宅を紹介しているが、紹介できる物件情報に限りがあるなどの課題があった。

そこで、各窓口で住まいも含めた相談を受けるとともに、住宅課が区内不動産団体および区内不動産事業者と連携し、一元的に情報提供を依頼することで、相談者に合った住宅情報を効率的に提供する仕組みを構築する。

不動産事業者は登録制度とし、区が相談者から聞き取りを行った希望条件等を、登録協力店へ一斉に情報提供を依頼し、期限を決めて情報提供のあった物件情報をまとめて相談者へ提供を行う。

#### 2. 入居促進協力金

上記の住まいの情報提供の仕組みを利用した住宅確保要配慮者と、賃貸借契約を締結した賃貸住宅オーナーおよび仲介した不動産事業者双方に対して 6 万円の協力金を支払うことで、住宅確報要配慮者へ提供可能な賃貸住宅の掘り起こしを図り、入居を促進する。

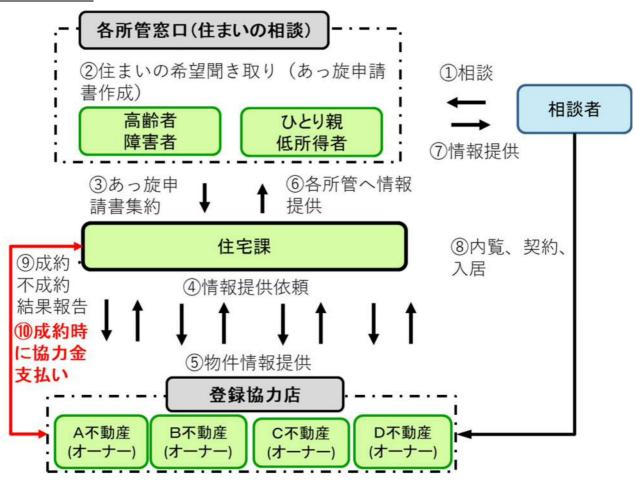
# 〇予算

### 380.4万円

#### 【内訳】

- ・賃貸物件オーナー等協力金(6万円×2社×30件) 360万円
- ・事務費 20.4 万円

### 〇スキーム図



1	相談者が各所管窓口へ相談する。
2	各所管窓口が住まいの希望を聞き取る。(あっ旋申請書作成)
3	あっ旋申請書を住宅課で集約する。
4	住宅課より登録協力店へ、個人情報を消したあっ旋申請書をメールもしくはFAX
	で一斉に送信し、情報提供を依頼する。
(5)	登録協力店が希望にあった物件があれば、物件情報を住宅課へ提供する。
6	住宅課より相談者ごとに物件情報をまとめ、各所管課へ送付する。
7	各所管課より相談者へ情報提供を行う。
8	相談者が興味ある物件があれば、直接登録協力店へ連絡をして内覧を行う。条件が
	あえば契約を行う。
9	登録協力店が住宅課へ、成約・不成約の結果報告を行う。
10	成約した場合、仲介した不動産店と賃貸物件のオーナーそれぞれに対して、住宅課
	より協力金を支払う。

# ○今後のスケジュール

時期	内容
4月	宅地建物取引業協会品川区支部様、全日本不動産協会城 南支部様に事業概要説明
6月	スキーム案作成、所管課相談
7月	要綱案作成
7月20日	居住支援協議会
8月	所管課相談、要綱制定
9月	不動産関係団体説明・周知依頼、リーフレット配布
10月	登録事業者募集
11月	事業開始(予定)